様式第５号（第８条関係）

久企第　　　 号

年 　　月　　日

　　　　　　　　　　様

久米島町長

久米島町空き家活用促進補助金交付決定通知書

　年　月　日付で交付申請のあった久米島町空き家活用促進補助金について、次の通り決定したので久米島町空き家活用促進補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

１．交付年度　　　　　　　　　年度

２．補助金の交付予定金額　　　　円

３．交付条件

1. この補助金は久米島町空き家活用促進補助金要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはいけません。
2. 次のア～ウまでのいずれかに該当するときは、速やかに町長の承諾又は指示を受けなければいけません。
3. 内容を変更するとき（町長が認める軽微な変更を除く） 。
4. 中止するとき。
5. 予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったとき。

　　(3) 補助対象事業が完了したときは、 速やかに久米島町空き家活用促進事業補助金実　　　　績報告書を提出してください。

　　(4) 町長が必要があると認めるときは、 当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対　　　　象事業の執行状況について実地検査をさせます。

　　(5）久米島町空き家活用促進補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を　　　　取消し、すでに補助金を交付しているときは、当該補助金の返還を求めます。